

登録日本語教員制度への登録の判断に影響を与える要因についての一考察

佐藤淳子(北海道大学)

1. はじめに

近年、在留外国人が増加傾向にあり、かつ留学のみならず生活や就労を目的とした日本語学習のニーズが高まるなど、学習／教育内容の多様化や専門化が進んでいる。そのような状況のなかで、日本語教育機関の質を確保する仕組みが不十分であることや、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分であるといった課題が浮き彫りとなり、日本語教育をめぐる環境整備は国を挙げての喫緊の課題となってきた。新たな制度の設計については文化庁と有識者が中心となって2013年頃から議論が進められ、まずは2019年に基本的理念と方向性を示した「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が制定され、2023年12月1日に施行された。さらに、この基本方針に則り具体的な制度設計を示したものとして、2023年に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）」（以下、本稿では「日本語教育機関認定法」と表記する）が制定され、2024年4月1日に施行された。

日本語教育機関認定法において、新たな制度設計の柱となっているのが「日本語教育機関の認定制度の創設」と「認定日本語教育機関の教員資格の創設」である。前者は日本語教育期間のうち、一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度である。「一定の要件」の中には、認定を受けた日本語教育機関で教育課程を担当するすべての教員は「登録日本語教員」である必要がある¹という要件も含まれている（法第7条）。この「登録日本語教員」は、「専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分といった課題」（文化庁、2023; p.2）を受けて設けられた制度であるとされている。

しかし、「登録日本語教員」という国家資格の立ち上げによって、制度設計のねらいである「教師の量および質の確保」が果たされるかはまだ不透明である。丸山（2015, 2016）や有田（2019）などで指摘されてきたように、日本語教師の就労を取り巻く問題の根幹には労働条件の不安定さや職務と収入のバランスへの不満などがあり、この点が改善されない限り国家資格化は「量および質」の確保には寄与しない可能性もある。また、申請の手続きの煩雑さや費用負担が障壁となり、経験豊富でかつ新制度が想定する「質」を満たす「現職者²」の中でも、これを機に職を離れる判断をする者が現れる可能性もある。

2. 研究目的と研究課題

先述のように新制度は長年の議論や調査を礎として、日本語教育環境を整備するために設計されたものであり、制度が走り出したばかりの現段階で内容や運用に対して偏った評価をするのは時期尚早ではある。しかし、新制度に対して「現職者」がどのようなキャリア選択するか（したか）を考察することは、今後新制度を評価するための一助になると思われる。そこで本研究では、登録日本語教員制度の資格取得ルートの中で、「現職者」を対象とした「登録日本語教員の資格取得に係る経過措置」ルート³に焦点を当て、「登録日本語教員として登録するかどうかの意向には、どのような要因が影響を与えているのかを分析、解釈する」ことを目的とし、以下2点の研究課題に取り組む。

¹ ただし、法施行後5年間は法務省告示機関制度の教員要件を満たす者等が教員として勤務できる経過措置が設けられている。

² 本稿では、「登録日本語教員の登録申請の手引き」（2024、文部科学省）のp.4の記述に準じ、「現職者」を「平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者」とする。

³ 各ルート対象者の詳細要件は、「登録日本語教員の登録申請の手引き」（2024、文部科学省）のpp.5-8を参照されたい。

研究課題1 「経過措置対象者」の、登録日本語教員への登録意向に影響を与える要素は何か

研究課題2 「経過措置対象外の者」の、登録日本語教員への登録意向に影響を与える要素は何か

3. 調査概要

調査対象は北海道内在住の日本語教師等とした。これは、調査対象者の個別性変数の一つである地域を1つに限定するためと、研究成果の主な還元先を、発表者がフィールドとしている北海道の日本語教育とするためである。文部科学省が行った調査(文部科学省,2024)によれば、2023年11月1日時点で、道内で「日本語教師等」として日本語教育に関わっている者は691名であった。「日本語教師等」の内訳は、常勤でありかつ日本語教育を主たる業務とする者は114名(16.5%)、常勤であるが日本語教育以外の業務(一般事務や他の授業等)を主たる業務としつつ日本語教育も行っている者は59名(8.5%)、非常勤が256名(37.0%)、ボランティアが262名(37.9%)と報告されている。大勢としては全国各地で見られるように非常勤とボランティアで支えられている状態である。調査はこの道内の日本語教師等を対象として、オンラインで2024年5月9日から23日にかけて行い、66名の回答を得、うち、有効回答者数は65であった。先の文部科学省(2024)は調査票への回答があった機関・施設等について集計したものであり、未回答機関もあること、機関・施設等ごとの回答であるため複数の所属先がある者は重複してカウントされている可能性もあることに鑑みると、数そのものは参考程度に見るべきだが、仮に母集団(道内の日本語教師等)が1,000名程度だとしても、本調査で得られたサンプルサイズ65は信頼水準90%としたとき許容誤差10%に収まるため、道内の日本語教師等のある程度の傾向は示せると判断した。

調査では「データ保管、使用への同意確認」「年齢」「2024年度中に日本語教師として得る収入の見込み」への回答後、質問項目ごとに次に表示される質問が分岐していくように設計し、経過措置対象者であるか否か、どのルートの対象者であるかを調査者が判定した。たとえば、「2019年4月以降に平均して週1回以上、通算1年以上教えた経験がある」への回答によって次の質問を分岐させ、その教えた場について「A. 法務省告示機関である日本語学校や、日本語コース」「B. 日本語学校や日本語コースで教えた/教えているが、それが法務省告示機関であるかどうかは定かではない」「C. 日本国内の大学」「その他(自由記述)」に分岐させた。さらにB選択者には日本語学校や日本語コースの名称を記述してもらい、それが2024年7月30日付の「告示された日本語教育機関等」(2024年、出入国在留管理庁)に掲載されていればAの回答者と同じ扱いとした。また、「その他」の記述も精査したが、AもしくはCに該当する回答はなかった。このように「現職者」に該当するかどうかを判定するための質問に加え、養成課程や日本語教育能力検定試験についても同様に質問を分岐させていくかたちで問い、どの経過措置ルートに該当するかを判定した。なお、修了した養成課程や大学または大学院の学部は記述してもらい、2024年3月29日発表の「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」(文化庁,2024)と2024年5月24日時点での「日本語教師養成課程を実施する大学」(文化庁,n.d.)を参照して調査者が判断した。

回答者の年齢構成は20代が3.1%、30代が15.4%、40代が27.7%、50代が32.3%、60代が15.4%、70代以上が6.2%であった。2024年度中に日本語教師として得る収入の見込みは、「10万円以上50万円未満」が最も多く(23.1%)、「50万円以上100万円未満」(16.9%)、「10万円未満」(15.4%)、「200万円以上250万円未満(9.2%)と続いた。経過措置対象者は55名、対象者の内訳はCルート9.2%、D-1ルート26.2%、E-1ルート7.7%、E-2ルート36.9%、Fルート4.6%であった⁴(図1)。

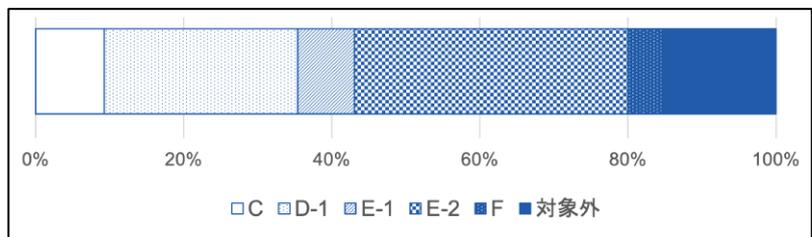


図1. 回答者が該当する経過措置ルート (n=65)

⁴ E-1ルート対象者5名のうち2名はCルートにも該当するが、試験が免除されるE-1ルートでカウントし、同様にE-2ルート対象者23のうち19名はCルートにも該当するが、E-2ルートでカウントした。なお、「登録日本語教員の登録申請の手引き」(2024,文化庁国語課)のp.5では「複数の経過措置ルートに該当する方は、どのルートの経過措置の適用を受けるか選択してください」と記されている。

4. 結果と分析

4.1 「経過措置対象者」の、登録日本語教員への登録意向に影響を与える要素

回答者 65 名のうち経過措置対象者であった 55 名について、登録意向（登録する・おそらく登録する・おそらく登録しない・登録しない）と「年齢」「収入」「経過措置ルート」「理由（複数選択肢と「その他」の自由記述）」との関係を分析した。単純集計から登録意向を見ると、「登録する」は 27 名、「たぶん登録する」は 21 名、「たぶんしない」は 6 名、「しない」は 1 名であり、「登録する」と「たぶん登録する」を合わせると 87.3%となった。さらに登録意向と「年齢」「収入」「経過措置ルート」「理由（複数選択式）」それぞれの要素間の関係を見るために、カイ二乗検定による独立性の検定を行なった（有意水準は 5%に設定、有意確率にはフィッシャーの正確確率を用いた）。解析の結果、「理由 4（自分の仕事に関する公的な資格が欲しいから）」と登録意向の間に $\chi^2(3) = 19.86, p = .000$ が得られた。さらに残差分析を行ったところ、これを理由として選択した者が「登録する」を選択する割合は有意に高く、これを理由として選択しない者が「たぶん登録しない」を選択する割合も有意に高いことがわかった（表 1）。

表 1. 「公的な資格が欲しい」と登録意向の各カテゴリーの残差分析

		する	たぶんする	たぶんしない	ない	合計
4. 自分 の仕事に 関する公 的な資格 が欲しい から	いいえ	度数 5	8	2	1	16
		登録の手続きをするか の % 20.8%	53.3%	100.0%	100.0%	38.1%
		調整済み残差 -2.7	1.5	1.8	1.3	
はい	度数 19	7	0	0	26	
		登録の手続きをするか の % 79.2%	46.7%	0.0%	0.0%	61.9%
		調整済み残差 2.7	-1.5	-1.8	-1.3	
合計	度数 24	15	2	1	42	
	登録の手続きをするか の % 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

また、他の要素のうち「年齢」は $p = .070$ 、「特別経過措置ルート」は $p = .066$ 、「理由 5（今後いつか登録が必要な職につくかもしれないから）」は $p = .070$ 、「理由 9（状況がわからないのでもう少し様子を見たいから）」は $p = .063$ と、有意確率が 0.5～1.0 であり、サンプルサイズが増えれば有意な結果が出る可能性はあると考えられる。なお、本調査においては、「収入」は登録意向に影響しなかった。

4.2 「経過措置対象外の者」の、登録日本語教員への登録意向に影響を与える要素

回答者のうち経過措置対象外なのは 10 名であり、登録意向で「する」もしくは「たぶんする」と回答したのは 7 名であった。各要素間の解析をするにはサンプルが足りないため検定は行わなかった。経過措置対象外でかつ登録意向のある 7 名のうち 5 名は「理由 5（今後いつか登録が必要な職に就くかもしれないから）」を理由に挙げている。また 4 名が「理由 4（自分の仕事に関する公的な資格が欲しいから）」、2 名が「理由 8（キャリアに箔がつくから）」を選択しており、経過措置対象者同様、先行きが不確かな状況の中で確からしいものとして登録日本語教員資格を捉えていることがうかがえる。なお、「たぶんする」とした 4 名のうち 3 名は「理由 9（状況がわからないので、もう少し様子を見たい）」という理由で「たぶん」を選んでおり、回答時点後に発表された「令和 6 年度日本語教員試験実施要項」（文部科学省, 2024）⁵により、意向が変化している可能性はある。

5. 考察と今後に向けて

分析の結果、本調査対象者においては以下のことが明らかになった。

- (1) 経過措置対象者のうち「自分の仕事に関する公的な資格が欲しいから」を理由に選ばなかった者が「登録する」と回

⁵ 本調査は 2024 年 5 月 23 日で回答を締め切ったが、5 月 24 日に日本語教員試験実施要項が発表され、実施日や試験会場、試験構成、合格基準、受験料等の情報が明らかになった。

答した割合は有意に低く、選んだ者が「登録する」と回答した割合は有意に高い。

- (2) 「年齢」「特別経過措置ルート」「理由5（今後いつか登録が必要な職につくかもしれないから）」「理由9（状況がわからないのでもう少し様子を見たいから）」は登録意向に影響を与えている可能性がある。
- (3) 収入の違いは、登録意向に影響を与えない

筆者は当初、収入面での不安または期待などが影響を与えるのではないかと予想していた。しかし収入による違いや、収入不安/期待の理由は登録意向に有意差を生じさせていなかった。登録日本語教員として登録するかどうかの判断に大きな影響を与えているのは「自分の仕事に関する公的な資格が欲しい」という考えの有無であり、先行きが不確かな状況の中で確からしいものとして登録日本語教員となる道を選択していることが示唆された。今後は登録するかどうかの判断に至るプロセス等をより深く解釈するために、インタビュー調査と分析を行う予定である。

謝辞 本調査にあたって、多忙な中時間を割いてご協力くださった道内の日本語教育関係者の皆様に深く感謝いたします。

参考文献

- 有田佳代子（2019）. 職業としての日本語教師—「奨学金返済ができないから夢をあきらめます」から考える 牲川波都季（編）日本語教育はどこへ向かうのか くろしお出版 pp. 19-36.
- 出入国在留管理庁（2024）. 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930006074.pdf>（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文化庁（2023）. 登録日本語教員の登録申請の手引き https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93982901_17.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文化庁（2024）. 必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等 https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94027001_03.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文化庁（n. d.）日本語教師養成課程を実施する大学 https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/92159301_01.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文部科学省（2024）. 登録日本語教員の登録申請の手引き https://www.mext.go.jp/content/20241025-mxt_nihongo02-00034832_5.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文部科学省（2024）. 日本語教育実態調査 令和5年度報告 国内の日本語教育の概要 https://www.mext.go.jp/content/20241101-mxt_chousa01-000038170_02.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 文部科学省（2024）. 令和6年度日本語教員試験実施要項 https://www.mext.go.jp/content/20240524-mxt_nihongo02-00036014_1.pdf（最終閲覧日：2024年12月16日）
- 丸山敬介（2015）. 「日本語教師は食べていけない」言説—その起こりと定着 同志社大学大学院文学研究科紀要, 15, 25-61.
- 丸山敬介（2016）. 「日本語教師は食べていけない」言説—『月刊日本語』の分析から 同志社大学大学院文学研究科紀要, 16, 1-38.